

資料紹介

長崎警備における「御番渡」「内代」「船方」の仕組み

鍋 島 茂 清

鍋島主水家は藩祖・鍋島加賀守直茂の養子となった、鍋島主水佑茂里を始祖とした家である。龍造寺隆信が戦死した、天正十二年（一五八四）の島原の戦いが、茂里の初陣となり、その後、豊臣秀吉の朝鮮出兵、関ヶ原の戦い後の、現福岡県柳川の立花宗茂との「八の院の戦い」でも活躍する。

慶長十五年（一六一〇）現愛知県名古屋城の手伝普請のさなか発病し、佐賀に帰国後死亡する。茂里の家は子孫代々、主水を名乗り「主水家」といわれ、また、現佐賀県神埼郡の横岳下野守頼統の遺領を嗣いだため、「横岳家」ともいわれた。茂里以後、家老職筆頭の家格を維持し、幕末にまでいたった家である。

一、はじめに

鍋島主水家に残された近世の文書が、早稲田大学図書館に所蔵されている。その文書数は一六九五点におよぶ（早稲田大学図書館・文書目録第一集「鍋島主水家文書目録」（請求番号・文書九））。

「鍋島主水家文書目録」に「G長崎御番」として分類されている「正徳三年長崎御番所記録之内」七件のうち、「御番渡一通」（請求番号・文書九-G六）、「内代一通」（同文書九-G八）、「船方一通」（同文書九-G九）の三件を、翻刻して内容を検討した。

二、内容の解説

長崎警備を福岡藩に交代する「御番渡」のときは、まず、福岡藩の使者が佐賀に「奉書」を持参する。その後、石火矢役頭人は、「御非番年石火矢台場江御筒割付目録」を持って御番所にむかう。

御番渡の前に、御番所・台場等で大修理が必要なときは報告し、番船の修理や船道具の補充はしておく。御番所や諸番所にある掟書・板札・武具等定めものの以外は深堀邑に運搬する。

福岡藩の交代の船が見えたら、香焼島こうやきしま遠見番所から深堀・御番所に注進する。福岡藩番人は上嶋（神ノ島か）に上陸し、その後、西泊御番所に福岡藩の使者が来る。

御番渡の当日の西泊・戸町の両御番所・諸番所への足軽配置は三二名で、両御番所への配船は、四六挺立・二〇挺立・一二挺立・八挺立・四挺立・平太船が、両御番所に各々九艘ずつの一八艘である（表1）。

御番渡の当日、深堀から到着する船は鍋島志摩乗船はじめ八艘で、これらの船の繋留場所・繋留順序も定められている。

御番渡の当日朝、鍋島志摩と福岡藩番人は長崎奉行所に出頭し、指示を得てから、鍋島志摩は西泊御番所に向かう。

表1 御番渡の人員・船の配備

西泊・戸町御番所	人数
両御番所表裏城戸番	8
遠見番	8
石火矢蔵番	4
道生田番	8
小屋帳持	1
石火矢方帳箱・鑰箱持	2
計	31

西泊御番所船割	艘
46挺立	1
20挺立	3
12挺立	1
8挺立	1
4挺立	2
平太船	1
計	9

戸町御番所船割	艘
46挺立	1
20挺立	3
12挺立	1
8挺立	1
4挺立	4
平太船	1
計	9

深堀からの渡海船

渡海船	艘
柳丸	1
柳丸付船	2
志摩供船 46挺立	1
白川丸	1
白川丸付船	1
深堀詰着座船 20挺立	1
注進船	1
計	8

御番渡の立会人

西泊御番所
鍋島志摩
西泊・戸町番頭
深堀詰着座
西泊石火矢方頭人
西泊目付
西泊物頭
西泊石火矢方付役1人
戸町石火矢方付役1人

戸町御番所
両石火矢方頭人
戸町目付
戸町物頭

道生田御蔵
鍋島志摩
西泊・戸町番頭
深堀詰着座
西泊石火矢方頭人
西泊目付
西泊石火矢方付役1人
戸町石火矢方付役1人

西泊御番所で御番渡に立ち会うのは、鍋島志摩・両御番所番頭・深堀詰着座・石火矢役頭人・目付・物頭と、両御番所方付役の一人ずつである。

西泊御番所における御番渡の後、鍋島志摩・両番頭・深堀詰着座・西泊目付は船で、道生田御蔵に行く。石火矢役頭人および付役が西泊御番所と石火矢蔵を渡した後、両石火矢役頭人は戸町御番所に渡海し、御番所と石火矢蔵を引き渡し、その後、道生田へ向かう。戸町御番所では、両石火

矢役頭人と戸町目付・物頭が立ち会う。

道生田御蔵では、鍋島志摩・両番頭・深堀詰着座・西泊石火矢役頭人・西泊目付および両御番所石火矢役付役の一人ずつが立ち会う（表1）。

それらが終了したら、長崎に帰り、鍋島志摩と両番頭は御番渡が終了したことを佐賀へ注進する。その後、鍋島志摩・両番頭・聞番は長崎奉行所に、遅滞なく交代が終了したことを報告し、その旨を佐賀藩聞番が福岡藩に連絡する。奉行所への報告が終わると、番頭は長崎屋敷にもどり、そのうえで、御番の全員が佐賀へ帰国する。

長崎警備の任務を福岡藩に交代することを、「御番渡」といったが、一年後、また警備の大番がはじまる。夏、四月の夏番である。さらに夏番がおわっても、続く秋番までは大番であるとして、人数・船数は夏番とかわらない。しかし、夏番の番頭・目付・物頭と足軽一〇人は交代する。石火矢役頭人と石火矢役付役は夏番と変りはない。

夏番から秋番、さらにオランダ船の帰帆後の冬番、つづいて春番と佐賀藩内での勤務の移動を「内代」といった。

秋番の交代の人員が諫早に到着したとの報告は、新任の秋番の両御番所番頭から、何時に矢上に着船すると、鍋島志摩および、両御番所に勤務する夏番の番頭に伝えられる。交代の人員が諫早から矢上に移動（居代）し、さらに長崎屋敷に到着すると、鍋島志摩・両番頭・聞番が奉行所に出頭し、交代（内代）するよう奉行から指示を得る。

長崎屋敷から両御番所への渡海船は、四二挺立、二〇挺立、六挺立、平太船が配船される（表2）。これらは交代する秋番の番頭・目付・物頭と足

輕の用船となるもので、帰路は夏番の交代の者が乗船して長崎にもどる。交代する夏番番頭から、秋番番頭が受け取る物品である石火矢藏・玉藏・切組小屋の鑰・御条目写・家老中の手頭・記録の袋および道生田葉藏の鑰・七ヶ所台場の鎖鑰と切組小屋の鑰などは順次、次の冬番、春番に引き継がれる。

御番の本体である大番は、オランダ船の帰帆でおわる。そのため、秋番がおわり冬番となると、人数・船数ともに減少する(表2)。石火矢役頭人がいなくなり、物頭・石火矢役付役さらに足輕も減員する。

冬番の番頭が長崎に到着し、奉行所に挨拶に行くときは、鍋島志摩が不在のため、深堀詰着座・聞番が同行する。

春番の人数・船割は冬番と同様である。

長崎警備の役務は、佐賀藩から福岡藩に担当がかわる「御番渡」で終り、福岡藩から佐賀藩に引き継ぐ「御番請取」で佐賀藩の大番となった。

大番は御番を請取った夏番からはじまり、オランダ船の帰帆後に秋番が終わる。その後、冬番・春番の任務を終えて、福岡藩に御番を渡す、これの一年交代であった。

「御番渡」の手続き遂行のため、西泊御番所・戸町御番所および他の諸番所に勤務する侍・足輕・船頭・舸子等が任命されて従事する。

福岡藩に渡す手続きには、鍋島志摩・両御番所番頭・深堀詰着座等多くの者が立ち会う(表1)。御番渡の手続きの手順は、西泊御番所から道生田玉葉藏の後、戸町御番所と順次行い、すべてが終了すると長崎奉行に報告し、佐賀へも宿継飛脚と飛船の二系統の体制で報告する。

オランダ船の帰帆後に、石火矢役頭人が空席となり、物頭が四人減り、足輕が一〇人から九〇人に減少する。詰船も二四艘から一〇艘に減船す

る(表2)。

今回紹介する正徳三年以外の御番人数および船数を、延宝九年^(3,4)・元禄一年⁽³⁾・享保元年⁽³⁾・天和元年の事例(表3・4)で考察すると、延宝九年・元禄一年においては、夏番(夏番・秋番)は、足輕・舸子をふくめ一三〇〇人としてあり、オランダ船帰帆以後(秋番・冬番)は八〇〇人となる。しかし、たとえば延宝九年の夏番の人数として、大物頭三、目付役侍一、鉄砲者頭一、深堀・香焼島・脇津詰六、足輕一五〇、船頭舸子五九〇(計七六一人)が記載されている。しかし、合計としては、一三〇〇人として記載してある。この記載人数の相違はどう説明したら良いのだろうか。

「長崎御番所記録」の記述は、福岡藩と佐賀藩との御番の請け渡し、佐賀藩内人数の交代のための、いわば「交代儀式」の遂行や、「交代儀式」の人数の移動のための用船の配備であると、筆者は考えている。しかし、番頭・目付役・物頭等の管理者はともかく、延宝九年の足輕一五〇人、船頭舸子五九〇人は、筆者の言う「儀式要員」とほぼ同様の数字である。関船にいたっては、延宝九年の夏番が四六艘(表3)である。「千人番所⁽⁵⁾」といわれたという、軍隊としての兵力、戦闘のための船団の記載が、今回検討した文献には、記載されているとはおもえない。

操船用の船頭・舸子が約五〇〇人ばかりいたとしても、外国からの軍艦の侵入阻止およびオランダ船入港時の不時の事態への対応のための戦闘力の發揮には、これらの兵力では大いに疑問がのこるのではないだろうか。

御番所詰の船の使用規定(「船方一通」)は嚴重で、御番船は御番所に整然と繋留しておき、特に四六挺立から二〇挺立の船は、臨時の使用はしないようにする。長崎屋敷に船を出すときは、番頭・目付が吟味して、下目

表2 秋番・冬番・春番の交代の人員・船の比較

秋番交代の両御番所配置

	人数
番頭	2
(石火矢方頭人)	2
目付	2
物頭	6
(石火矢方付役)	14
足輕	110
計	136

冬番交代の両御番所配置

	人数	詰 船	艘
番頭	2	46挺立	2
目付	2	20挺立	4
物頭	2	4 挺立	2
石火矢方付役	4	平太船	2
足輕	90		
計	100		10

※ () は夏番と変わらない

帰帆後の減番で減少させる人数・船数

両御番所	人数	艘
石火矢方頭人	2	
物頭	4	
石火矢方付役	10	
足輕	20	
40挺立		4
20挺立		2
12挺立		4
平太船		2
6 挺立		2
計	36	14

秋番の長崎屋敷から両御番所への渡海船

	艘
番頭乗船 20挺立	2
目付・召使・荷物20挺立	2
物頭3人乗船 20挺立	2
番頭供船 42挺立	2
番頭付船 6 挺立	2
物頭3人召使荷物42挺立	2
足輕・荷物 平太船	2
番頭・目付・物頭の駕籠 乗せ平太船	2
計	16

冬番の長崎屋敷から両御番所への渡海船

	艘
番頭乗船 20挺立	2
目付・物頭・召使・荷物20挺立	2
同付船 4 挺立	2
石火矢方付役・荷物 8 挺立	2
番頭・目付・物頭の駕籠乗 8 挺	2
平太船	2
計	12

※春番の人数・詰船は冬番と同様

表3 延宝9年 元禄11年 享保元年 御番人数・船数

夏番	延宝9年 人	元禄11年 人
大物頭	3	
番頭		3
目付役侍	1	
物頭		10
鉄砲者頭	11	
深堀香焼島脇津詰	6	
足輕	150	
船頭・舸子	590	
計	1300	1300

延宝9年	関船 艘
夏番	46
帰帆以後	31
非番	24
計	101

享保元年	夏番 人	帰帆後 人
番頭	2	2
鉄砲頭	8	2
石火矢役	14	4
目付	2	2
足輕	110	90
船頭・舸子	800余	400余
深堀定詰		500
計	936	1000

オランダ船帰帆以後	人	人
番頭	2	2
目付役	1	
物頭		10
鉄砲者頭	3	
石火矢役侍	4	
深堀島々詰	9	
足輕	100	
船頭・舸子	328	
計	800	800

非番 深堀家家来	人	人	
番頭	1	1	深堀在番
深堀島々詰侍	9	9	
足輕	100		
船頭・舸子	170		
計	530	500	

(『肥前国 深堀の歴史』より)

表4 天和元年 御番人数・船数

大番	人・船数	1300人余
大物頭	3	西泊・戸町・深堀
目付	1	戸町
鉄砲物頭	11	西泊・戸町・高島 伊王島・沖島
石火矢役士	14	西泊・戸町
石火矢役士	6	深堀・香焼島・脇津
足輕	150	
船頭・舸子	590	西泊・戸町・深堀
計	775	
関船大小	46	西泊・戸町・深堀

オランダ船帰帆の以後	人・船数	800人余
番頭	2	西泊・戸町
目付	1	戸町
鉄砲物頭	3	西泊・戸町
石火矢役侍	4	西泊・戸町
深堀・島々詰士	9	
足輕	100	
船頭・舸子	326	
深堀家家来		
計	445	
関船大小	31	

非番	人・船数	530人余 深堀詰
番頭	1	深堀在番
深堀領島々詰侍	9	
足輕	14	
船頭・舸子	170	
深堀家家来		
計	194	
関船大小	24	

(『佐賀藩の総合研究』より)

付が同道する。

二〇挺立船を番頭が使用することは特別で、石火矢役頭人・目付が深堀行きに使用し、その他、物頭が島廻りのときに使用する。番船としては、四六挺立・四二挺立・二〇挺立・一二挺立・六挺立・四挺立・伝馬船があり、他に運送用の平太船があった。

深堀に兵糧を受取りに行ったり、物品の調達のため長崎に行くとき、および竹・木・石・砂等の搬送には、平太船を使用し、この際、一二挺立船の使用には、番頭・目付の許可が必要であった。さらに、買い出しで、深堀から島々をまわるときは伝馬船を使う。

火事的时候は、四六挺立から四二挺立船一艘・二〇挺立船一艘を使用するよう、船手方役人から船頭に指示する。ただし、緊急のときは、六挺立・四挺立船を出動できるよう準備をしておく。長崎から深堀への番船の使用は、番頭・目付が検討し、数日にわたる使用はできない。

本原稿の『研究紀要第八号・九号』の翻刻の記述には誤りが多くあった。筆者の不勉強をふかく反省し、お詫びいたします。そのため、正誤表を下記に示して、訂正いたします。

【注】

- (1) 鍋島志摩・深堀鍋島家五代家主・鍋島茂久
- (2) 藤野保『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 九八二頁
- (3) 平孝治『肥前国 深堀の歴史』長崎新聞社 四〇〇頁
- (4) 平孝治『肥前国 深堀の歴史』長崎新聞社 四〇五頁
- (5) 藤野保『続佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 五〇三頁

「研究紀要 九号」正誤表
 「御番請取一通」

68	68	66	65	65	65	65	65	65	65	64	64	64	64	64	64	64	63	63	63	63	60	頁
上	上	下	下	下	下	上	上	上	上	下	下	上	上	上	上	上	下	下	下	上	上	段
前 9	前 8	後 3	前 7	前 2	前 2	後 5	後 6	前 11	前 6	後 1	前 6	前 12	前 6	前 4	前 3	前 3	後 5	後 7	前 7	前 3	表 1の 内	行 前後 カラ
14	7	6	29	4	1	22	6	3	10	24	17	5	12	12	14	8	12	7	9	12		上 カラ
嶋	東	嶋	い	乙	にて	に	懸	御	あいた得	懸	猶	黒	着船前	乗せ、但	速	貫	書	帰り、	迄	簾	錫	誤
鳴	乗	鳴	な	而	等と	等	遣	相	あな・た・分・得	遣	於	里	着船、於・御番所	乗せ組、	遅	世具	前	帰りニ、	を	篇	鑰	正

72	72	72	72	72	72	72	72	71	71	71	71	71	70	70	70	69	69	68	68	68	頁
下	下	下	下	下	上	上	上	下	下	下	下	上	下	下	上	下	上	下	下	上	段
前 9	前 7	前 7	前 2	前 2	後 8	後 10	後 11	後 6	後 7	後 8	後 7	後 7	後 10	前 10	後 5	後 13	後 3	後 9	前 8	後 3	行前後カラ
11	23	13	10	8	3	12	13	2	18	4	18	4	4	5	27	25	4	22	2	11	上カラ
之	出	澄	風鳴 切子	嶋	在	在	渡	一 (マ)	嶋	壺	嶋	但道生田	之	を	之	々	ク (カタカナ)	嶋	是	注	誤
々	去	済	風鳴 切子 間	鳴	立	立	後	一	鳴	三	鳴	但右道生田	也	と	々	之	リ (カタカナ)	鳴	且	註	正

73	72	72	72	71	71	71	頁
上	上	上	上	下	上	上	段
後6	前13	後4	前10	後5	前1	後10	行前後カラ
5	10	17	8	21	19	19	上カラ
用着船ハ、	之	之	近	之	之	所	誤
用意、船ハ	也	也	近々	也	々	頭	正

〔研究紀要 八号〕正誤表
〔殿様御越之節仕組〕

79	79	79	79	79	78	78	77	77	77	77	77	頁
下	下	下	下	上	下	下	上	上	上	上	上	段
前 8	前 3	前 3	前 2	後 4	前 10	前 9	前 7	後 1	後 8	後 9	前 4	行 前 後 カ ラ
1	26	3	7	15	13	2	16	26	14	1	9	上 カ ラ
御 守	之	在	巡	注	脇	一 た は こ	に	波	之	船・ 船・ 船・ 行 儀	凡	誤
等	也	申 遣	見	註	眼	一 御・ た は こ	等	跟	也	船 船・ 船 行 儀	充	正

〔御奉行衆御見廻之刻仕組〕

76	76	76	75	75	75	75	75	75	74	74	74	74	73	73	73	73	73	頁
上	上	上	下	下	下	下	上	上	下	下	下	上	下	下	下	下	上	段
後6	後5	前1	後4	前9	前6	前5	前9	前8	後8	後9	前5	前10	後9	後10	前13	前7	後6	行前後カラ
10	8	5	10	10	8	5	12	1	22	10	27	11	1	4	18	8	17	上カラ
通	通	江菓子	達候事	手拭懸同断	脇	■	之	船・船・行儀	候	双方十二挺	御目見候	候、御奏者	之	之	之	伺	之	誤
迎	迎	江之菓子	達申候事	手拭懸石同断	眼	蓋	也	船・船・行儀	仮	双方今十二挺	御目見仕候	候御奏者	也	也	也	調	也	正

凡例

- 一 漢字はおおむね常用漢字を使用した。炮・杯・嘉・惣・船などは、原本のとおりとした。変体仮名は平仮名で表記した。
- 一 助詞の江・之・而およびより今・メは原本のとおりとし、他は「平仮名」で表記した。
- 一 繰り返し記号は、片仮名は「、」、平仮名は「、」、漢字は「々」とし、「く」は原本のとおりとした。
- 一 抹消された文字は、取消線「―」を文字の上に重複した。
- 一 文字の虫食・摩滅は□で表記した。
- 一 原文中の船行列は右を先頭にして、横一列であるが、紙面節約のため、縦書とした。この際、順列の間違ひがないように、算用数字を船首部分に付記した。
- 一 本翻刻は原本ではなく、写真複写を使用した。したがって「差紙」か「付紙」の区別はつかなかった。そこで本原稿は、すべてを「別紙」と表現している。

『表題』

正徳三年 長崎御番所記録之内御番渡一通

- 一 為御番渡、志摩并御石火矢役頭人壱人被 仰付、筑前分御奉書持参之使者、佐嘉参着之上早速被差立候、志摩儀は深堀罷通居、御石火矢頭人ハ直ニ御番所罷越候事、附御石火矢役頭人佐嘉出足前、御非番年御石火矢台場江御筒割付目録、於御側相調候様いたし持越之、御番渡之節筑前役人江相渡候事
- 一 御番渡前、両御番所・道生田并御台場等(ママ)為条理、例年佐嘉分役者罷越儀候ニハ候得共、若修理所大破ニ見及候ハ、其段前廉佐賀へ申遣候事
- 一 修理間、長崎之職人等も入込儀可在、城戸出入、猥無之、火用心等就中入念候様申付候事
- 一 御番渡前、両御番所・道生田・七ヶ所御台場迄掃除入念候事
- 一 御番渡程近相成候節、両本陣并諸番所江兼而渡居候、掟書・板札其外武具等当用無之物取落無之様相仕廻、深堀差越候事、附道生田御蔵番所掟書其外同断
- 一 右取仕廻候節、火事用之大挑灯・羽織・棒等之儀残置、此物数は御番渡当日之朝、深堀江世具遣候船ニ乗せ組差越候事
- 一 右世具船無延引、前晚分差越候様、深堀御蔵役江申談、当日未明二小屋道具其外取落無之様相仕廻、深堀分右為請取参候足輕江引渡、早々乗せ組被帰候様可仕事
- 一 御番渡之節迄残置候物数

双方表城戸

一幕二張・突棒壹本・指股壹本・棒式本宛

双方遠見

一鳥毛槍拾本・幕壹張宛

右之分残置候事

一 両御番所・道生田江此御方・筑前御双方より出来居候道具之儀、諸道具帳見合之分ハ御番所渡前、取仕廻候ニ不及、紛失等無之様仕、銘々有所ニ備置候事

一 両御番所詰船之内船修理之儀は勿論、船道具之内不足之物は前を以相改、例年佐嘉分罷越候、船修理役不都合節は深堀御蔵役江番頭・御目付ハ申談可相調候、若御蔵役より相調候儀不相叶儀は、早々佐嘉可申越事、附御番所詰船、幕・日覆之儀、兼而船々ニ相渡居候を前を以致吟味、見懸不宜ハ差除、志摩存ニ而深堀御武具役預置候内より請取之候、舳子筋帷子之儀も、深堀御武具役存之内ハ撰候而請取之候事

一 両御番所詰人数帰之節、入用之人馬之儀、從両御目付前を以矢上・諫早江申越置候、尤御番渡日限相極候上、其段又々申遣候事

一 両番頭并罷帰候御番人中、諫早より本庄津渡海船一通之儀、佐嘉分被差越事候条、前を以両番頭・御目付ハ請役所申越候事、附手明槍并足輕乗船之儀は、両御番所御目付ハ前を以、会所迄申遣候事

一 両番頭行列ニ相立候鉄炮持手男拾人宛、無迦被差越候様、是又前を以番頭・御目付ハ請役所迄申遣候事

一 谷・戸町心遣人江御番替リ一両日前、從番頭金子百疋宛遣候事、但右金子此節計、從 御上被差出付而、前廉深堀詰着座江申談、両御番所御目付より深堀御蔵役江申遣請取之、下目付ニ而遣候、尤訖と差遣候而は兼而之格之由ニ而、受納不仕儀も有之候付、御番所詰以下、下々

杯在番中何角世話ニ相成候故、所之衆江酒遣度候、其心遣頼入候由ニ而遣候也

一 御条目写并從御家老中、番頭・御目付江之手頭佐賀罷帰候上、御側・請役所江夫々相調候事

一 筑前分被差越候御番人之船相見へ候ハ、香焼遠見分深堀江早速致註進、其趣御番所江無遅滞、通達有之候様、前を以深堀江申談置候事

一 筑前分御番人、上嶋着船之上、西泊御番所江使者差越候、此節取合之仕組

一 右使ニ而、表城戸番屋江番人分引入、番頭家来差出承次候事

一 此節筑前番頭分口上書并請取証文之充所之名、相尋候書付、両通差越候右返答、以切紙申遣候趣

今度両御番所、為御請取各様御越之由御苦勞之儀御座候、何日上嶋迄御着船付而、明何日朝御奉行所被相伺、御差図次第即日御請取可被成旨、御口上書之趣得貴意存候、御番所為可相渡、鍋嶋志摩被申付罷越居候条、右之段志摩并戸町番頭へも申聞、御奉行所江此方分も得御差図候上、弥御番所可相渡候間、其御心得可被成候、且又以御別紙、御尋之通承知也、則書付差遣候以上

月日

但右之辻は大部跡方之畢竟ニ而相定候、若筑前分之紙面ニ相替り候趣も有之節は、随其趣、加吟味可相認事

一 別紙切紙ニ而答書

覚

一 両御番所被召置候 公儀御石火矢・大筒并玉葉其外御道具、御請取目録御対之者名付

何かし 但西泊番頭ノ名

何かし 但戸町番頭ノ名

何かし 但深堀詰着座ノ名

一 丹後守自分道具当時御預目録

御対之者名付 其節御差越候御石火矢方頭人之名

何かし

以上

一 右之趣早速、志摩并戸町番頭江西泊番頭ノ申通候上、志摩ノ水浦迄使者を以、筑前御番人江右点合申述候事

一 御番渡当日西泊・戸町・諸番所其外足輕割

一 表城戸番四人充

一 裏城戸番四人充

一 遠見番四人充

一 御蔵番式人充

一 但西泊存 道生田番四人充 右何も行儀羽織着

一 但修理方役足輕 小屋帳箱持忝人

一 但御石火矢方足輕之内ノ 御石火矢方帳箱其外鑰箱持忝人

一 御番人罷歸候節、諫早ノ之乗船割方為心遣、双方ノ足輕兩人充、御番渡之前日より諫早差越候事

一 御番人用之人馬、長崎御蔵屋敷迄参居候を請取、銘々之割付、尤人足等ノ心遣として、両御番所ノ下目付忝人充、御番渡之当日未明、長崎御屋敷差越候事

一 御番人数・荷物両御番所ノ長崎御屋敷差送候儀、奥ニ有之候船割之通

銘々前を以乗せ組置、当日支無之様可仕事、附足輕・荷物之儀ハ平太

船ニ乗せ、但夜半比ノ長崎御屋敷差越、右平太船夜明さる前ニ御番所

漕戻、早速右船ニ惣足輕乗組、御番渡前長崎渡海いたし候事

一 惣足輕長崎御屋敷参候上、猥無之様御目付ノ心遣候事

西泊船割

一 御番所詰舟 廿挺立忝艘 番頭船

右船舸子筋帷子着

一 右同 四十六挺立忝艘 番頭供舟
番頭所持之武具筋之

右同断 但此船之舸子、筋帷子不足之時ハ不着用

一 右同 廿挺立忝艘 御目付乗船

右船舸子帷子着

一 深堀船 拾式挺立忝艘 物頭乗船

右同断

一 右同 八挺立忝艘 御石火矢方役乗船

右同断 但此船之舸子、筋帷子不足之時は不着用

一 御番所詰船 四挺立忝艘 遠見番・御蔵番人乗船

右船舸子筋帷子着用

一 深堀船 四挺立忝艘 表城戸・裏城戸番人乗船

右同断

一 御番所詰船 平太忝艘 惣足輕乗組、御番渡前長崎罷越候

右船舸子、筋帷子不着用

一 深堀船 廿挺立忝艘 御石火矢方頭人乗船

右船舸子、筋帷子着

戸町船割

一御番所詰船 廿挺立壺艘 番頭船

右船舸子、筋帷子着

一右同 四十六挺立壺艘 番頭供船
番頭所持之武具筋之

右同断 但此船之舸子、筋帷子不足之時は不及着用

一右同 廿挺立壺艘 御目付乗船

右船舸子、筋帷子着

一深堀船 拾式挺立壺艘 物頭乗船

右同断

一右同 八挺立壺艘 御石火矢方役乗船

右同断 但此船之舸子、筋帷子不足之時ハ不及着用

一御番所詰船 四挺立壺艘 遠見番・表城戸番乗船

右船舸子筋帷子着

一深堀船 四挺立壺艘 御蔵番・裏城戸番乗船

右同断

一御番所詰船 平太壺艘 惣足輕乗船、御番渡前長崎罷越候

右船舸子、筋帷子不及着用

一 右船割之趣、西泊・戸町共二番頭・御目付・物頭申談、前を以御船頭
共江能吞込罷□船作法・船行儀、聊猥無之様入念□□事、附深堀船
之儀ハ、前を以彼地詰着座申談、御船頭共江可申含事

一 右之内深堀船之儀当日之前晩、両御番所乗廻候様前を以、深堀詰着座
へ申談置、着船之上御番所船方存之、物頭請取致支配候事

御番渡之当日深堀今参候船数

一柳丸 志摩乗船

あかね幕・仕切幔幕

合羽苫

舸子筋帷子着

一柳丸付船二艘

但右柳丸并付船共二志摩手船

一白川丸 番頭中乗船

船筋、柳丸同前

一廿挺立壺艘 深堀詰着座船

木綿幕

舸子筋帷子着

一四十六挺立壺艘 志摩供船

右同断

一鳴子
風切間壺艘 白川丸付船

右船、舸子筋帷子着

一註進船壺艘 道生田番人
頭人乗船二付 乗船用、但御石火矢方

右同断

西泊船繋之次第

表波止場西脇

一番 志摩乗船 柳丸 小船

二々 番頭中乗船 白川丸

付船 鳴子・風切間

三々 御石火矢方頭人乗船 廿挺立

付船 註進船

四々 西泊御目付乗船 廿挺立

五々 西泊物頭乗船 十二挺立

六々 御石火矢方付役乗船 八挺立

七々 但柳丸付船之内 小船壹艘

右何も如次第、舳付二行儀能繫居候

遠見番・御蔵番人乗船 四挺立

右船、遠見之下二繫置候事

表城戸・裏城戸番人乗船 四挺立

右船、裏波止場之方二繫置候事

一番 西泊番頭船 廿挺立

二々 戸町番頭船 廿挺立

三々 深堀詰着座船 廿挺立

但、少間を置

四々 志摩供船 四十六挺立

五々 西泊番頭供船 四十六挺立

右船数、すすれの方二乗出、御番所之方今如次第、立碇二而繫候事

戸町船繫之次第

一番 戸町御目附乗船 廿挺立

但波止場と此船之間二、御石火矢方頭人乗船、廿挺立并註進船共二
式艘、繫場明置候事

二々 戸町物頭乗船 拾貳挺立

三々 御石火矢方付役乗船 八挺立

右如次第、表波止之際今裏波止之方へ段々、行儀能舳付二繫居候事

遠見番表城戸番乗船 四挺立

此船遠見之下二繫居候

御蔵番・裏城戸番乗船 四挺立

此船裏波止場二繫置候

戸町番頭供船 四拾六挺立

此船裏波止場沖江立碇二而繫候事

一 御番渡之当日朝、筑前御番人御奉行所罷出相伺、其段到来有之候上、

志摩兩御奉行所罷出、御番所相渡候儀相伺、御差図之上二而、志摩今

早速筑前番頭へ今日御番所可相渡旨、以使者申遣、志摩二ハ西泊之様

罷越候事

一 兩番頭・深堀詰着座・御石火矢役頭人・御目附・物頭、西泊・道生田

陸二而召連候従者之覚

一 番頭・深堀詰着座従者

羽織袴着

若党式人充

草履取忝人充

槍持忝人充

挾箱持壺人充

右之者共ハ白川丸ニ乗組候、其内中間之儀ハ付船ニ乗せ、船上リ之節、不懸合なき様ニ仕組候事

一 御石火矢役頭人従者数前二同

一 御目付・物頭従者

羽織着

若党式人充

草履取壺人充

槍持壺人充

右之分充、召連候残従者ハ前二有之通、割付之船々ニ乗せ置候事

一 於西泊御番渡之節立会人数

鍋嶋志摩

西泊番頭

戸町番頭

深堀詰着座

御石火矢方頭人

西泊御目付

西泊物頭

西泊・戸町 御石火矢方付役壺人充

右之人数、大城戸之内番屋之前ニ並居、御番請取之畢竟を以、筑前番人江申談、御番引渡之相澄候上、何も乗船之事

一 御石火矢方頭人并付役兩人は、右之場所より御藏之様参、筑前役人江立会引渡候事

一 志摩并両番頭・深堀詰着座・西泊御目付之儀、道生田之様ニ罷越候事

一 御石火矢方頭人之儀、西泊分直二戸町へ参、彼地御藏引渡之、道生田

之様ニ罷越候事 附付役兩人共二頭人船ニ乗り候て罷越候事

西泊分道生田渡海之船行列

但御石火矢方頭人は戸町罷越候付除之

志摩乗船

番頭中乗船

西泊御目付乗船

①柳丸 小船

②白川丸 鳴子風切間付ク

③式十挺立

西泊番頭船

戸町番頭船

深堀詰着座

志摩供船

④式十挺立

⑤式十挺立

⑥式十挺立

⑦四拾六挺立 小船

道生田船繋之次第

波止場分木鉢之方南分

壺番

志摩乗船 柳丸

小船

二々

番頭中乗船

白川丸

付船 鳴子風切間

三々

御石火矢役頭人乗船 式十挺立

四々

西泊御目付乗船 式十挺立

五々

西泊番頭船 式十挺立

六々

戸町番頭船 式十挺立

七々

深堀詰着座船 式十挺立

八々

道生田御藏番乗船 註進船

九々

但柳丸付船之内 小船

右如次第、舩付ニ繋居候事

志摩供船 四拾六挺立
右船は沖江立碇ニ而繋居候事

一 西泊詰物頭・御石火矢方付役壱人、表城戸番人・裏城戸番人・御蔵番人・遠見番人其外役有之而、御番所江残居候足輕之儀、直ニ長崎罷越候事、附番頭供船之四十六挺立も、一同ニ長崎罷越候事
一 右所之番人・足輕之儀、御番渡相濟候を見合、幕等無遅々取仕廻、筑前番人江居替り候上、早速割付之船々ニ乗込、都合一同ニ長崎罷越候事、表城戸番乗船之舸子前方より、目ニ不立所江召置、可持ス之

道生田江不相越、西泊分直ニ長崎渡海之船行列

西泊物頭船 西泊御石火矢方付役乗船
①拾二挺立 ②八挺立

西泊番頭供船 番人乗船 番人乗船
③四十六挺立 ④四挺立 ⑤四挺立

右は道生田罷越候船、不残出船之跡ニ早速漕出、長崎御屋敷表波止

ニ着ク

一 戸町御番所ニ而出会人数

戸町御目付

同 物頭

右之外、御石火矢方頭人西泊分罷越立会、大城戸之内ニ而筑前番人江出会候事

一 御石火矢方頭人之儀、戸町御番所之御蔵引渡、道生田之様ニ罷越候事
一 戸町詰御目付・物頭・御石火矢方付役壱人并表城戸・裏城戸・御蔵番・遠見番、扨又役有之而相残居候足輕之儀、直ニ長崎之様罷越候事
一 右所々番人共江幕・檣等取仕廻様之儀、西泊同然ニ前を以、番頭分申付候事

戸町分直長崎渡海之船行列

戸町御目付乗船 戸町物頭乗船 戸町御石火矢方付役乗船
①式十挺立 ②拾式挺立 ③八挺立

戸町番頭供船 番人乗船 番人乗船
④四十六挺立 ⑤四挺立 ⑥四挺立

右は筑前番人ニ居替り候上、早速出船長崎裏波止ニ着ク

一 両御番所人数之儀、両番頭御奉行所勤相濟候迄は、長崎御屋敷相扣罷在、尤其間之儀、猥之儀無之様、両目付より致心遣、下目付共入念候様申付候事 但御石火矢方付役并惣足輕、先達而長崎可罷立候、此節足輕江は双方分下目付壱人充相付候事

一 道生田御蔵引渡人数

鍋嶋志摩

西泊番頭

戸町番頭

深堀詰着座

御石火矢方頭人

西泊御目付

西泊・戸町 御石火矢方役壺人充

右人数、道生田御藏柵内ニ普居、引渡之候事

一 於道生田、御番所請取渡之刻限、無相違様、筑前番頭申談候事

一 御藏引渡相澄候上、何も乗船、長崎之様罷越候、尤両御番所何之刻ニ

無異儀相渡候之趣、志摩并両番頭分佐嘉江註進可仕候、此註進聊無遅

滞様、前廉分聞番江も申談置、海陸両様ニ早速註進状差越候事、附

海路は飛船、陸地ハ宿継可差立候、尤前を以聞番分矢上・諫早心遣人

江無滞様、申談置候事

一 御藏番之足輕引渡相澄候上ニ而、早速割付之船ニ乗込候事

道生田分長崎迄之船行列、但深堀詰着座ハ道生田分深堀罷

帰候事

志摩乗船

番頭中乗船

御石火矢方頭人乗船

①柳丸

小船

②白川丸

鳴子
風切間

③式十挺立

註進船

西泊御目付乗船

西泊番頭船

戸町番頭船

④式十挺立

⑤式十挺立

⑥式十挺立

志摩供船

⑦四拾六挺立 小船

一 長崎着船之上、志摩并両番頭・聞番相付両御奉行所罷出、両御番所并

道生田御藏無別条、相渡候段御届之事、附両御奉行所相勤候上、其

趣聞番・筑前聞届迄可申通候、右は此方分之御届相澄候上ニ而、筑

前御番人罷出、御届いたし候付而也

一 両御奉行所相勤候上、番頭御屋敷罷帰、惣人数一同ニ長崎打立、佐嘉

可罷帰候、尤於長崎何分之用たり共、町方江壺人も不差遣、且亦打立

候節不行儀之儀無之様、御条目之趣前を以何も申談到、其節御目付と

して心遣之事、但行列一通御番請取之節長崎入同断

一 於諫早、御番人数之中後候者無之哉、御目付分下目付を以相改、尤出

船之節乗後無之様、御目付分下目付江心遣申付候、自然都合出船迄不

参合者於有之は、下目付諫早残置、其者参着次第、下目付之船ニ乗せ

連帰候様可申付候、尤遲着之謂下目付分委細承届、佐賀罷帰候上、其

節之御目付江申達候事、附右後候者其夜中ニも諫早不罷着候ハ、諫

早分長崎迄之間、為探促両人程、慥成者申付候様、下目付分郡代江申

達、下目付も相付矢上迄罷越尋之、不相知節は彼地心遣人江右之段申

達置、長崎罷通聞番江得差図、致探促、其上ニ而不相知候ハ、猶又

聞番分探促有之候様相達置、下目付は佐嘉可罷帰候、尤聞番江申達候

通ニ矢上心遣人・諫早郡代江も相達置、佐嘉罷着候上、右之趣其節之

御目付迄申達候事

一 跡方為御番渡、志摩被差越候上ニ着座一人御差添被遣、兩番頭共二四人ニ而前々々渡来候、然処頃年より深堀江着座在勤被 仰付、此着座御番渡之節迄出勤候付、右ニ而相濟、從佐賀着座被差越ニ不及ニ相成候、然共若深堀詰着座出勤不相叶儀有之節は、右之通前々々四人ニ而渡来候格付而、從佐賀着座被差越筈、右之趣得其意罷在、若深堀詰着座当病等之砌ハ其人々前を以、其段早々佐賀可申遣候、此段兩番頭為心得、記之置候事

『表題』

正徳三年 長崎御番所記録之中内代一通

秋番人被 仰付罷越候一通

番頭一人充

御目付一人充

物頭三人充

足輕五十五人充

但道生田番西泊々相勤候付、戸町詰足輕之内三人西泊江相加、尤双方足輕役割等は、御番請取記録ニ有之通也

一 秋番之人数被 仰付候上、先其段兩番頭々志摩并在勤之番頭・長崎聞番江為心得申遣、其以後出足日限相極次第、又々申遣候事

一 御石火矢役頭人并付役之儀、夏番之人数詰続ニ被 仰付候事

一 兩御番所詰人数偕又御船数等之儀、秋番迄は大番中付而、夏番之通相詰候事、但詰人数・船数等委細は人数帳ニ有リ

一 佐嘉出足前、御番人数致参会、物頭・長崎火事番、御番所役割・小屋

割、扱又都合諫早渡海船其外人馬等之儀迄、御番請取記録之中、其前見合其畢竟を以、相伺候事、附為詰代、罷越候足輕名書会所々御目付請取、右写前を以、御番所在勤之御目付迄差越候事

一 内代リ被 仰付付而、御奉行衆江之御口上等、從御側、番頭江相含、此節、夏番頭偕又御石火矢役頭人江之奉書も相渡リ候事

一 今津・諫早・矢上・御番所江、兩番頭合印渡置候、其謂御番請取記録ニ有リ

一 諫早着船之上、從兩番頭、志摩并在勤之番頭・長崎聞番江、何時諫早致着船候、追付矢上罷越、何日ニ御番所居代リ可申由書状、宿繼を以差越候事、附乗船之儀、帰り番人中用ニ諫早繫置候事

一 矢上参着之上又々宿繼を以、何も矢上参揃候段申越候事、附前ニ有之奉書、於西泊、一同ニ可相達候条、戸町番頭・御石火矢頭人当日西泊罷越居候様申遣候事

一 御番所弥何日可致交代由、長崎々返答矢上申来候上、当日未明八ッ過打立、一瀬ニ而惣人数相揃、夜明比御屋敷罷越候事、附一瀬々長崎入之行列等御番請取記録ニ有リ、但足輕共は下目付相付、八ッ時已前、矢上打立先達而、長崎御屋敷罷越候事

一 長崎御屋敷参着之上、志摩并兩番頭・聞番相付、兩御奉行所罷出、御口上番頭申達、内代之儀相伺、勝手次第、居代候様御差図有之候事

一 御条目之中番代之節、兩番人数長崎江少時も滞間敷候、於矢上、申合長崎罷着、奉行所相勤早速御番所可罷越候、何分之用事其外調物等と候而、忝人も町方江差遣問敷候、尤長崎出入之節不行儀無之様、能々心遣可仕事、附代番之者も同断之事

右之通、御書載有之候事

一 此節罷越候人数、長崎分渡海船之儀、從兩御番所致船割、乗組名書舨
 二 銘々押付参居候、双方御番人、致乗船候波止場之儀、御番請取記録
 二有リ

右船割

西泊

番頭乗船

一 廿挺立壹艘

御目付乗船召仕・荷物迄

一 廿挺立壹艘

物頭三人乗船

一 廿挺立壹艘

番頭供船

一 四十二挺立壹艘

右附船

一 六挺立壹艘

物頭三人之召仕・荷物迄

一 四十二挺立壹艘

足輕乗船荷物迄

一 平太船壹艘

番頭・御目付・物頭中迄之駕籠乗せ送候用

一 平太船壹艘

戸町

船割右同断

一 番頭請取候物数

西泊

一 御石火矢藏・御葉藏鑰一箱

一 御条目写一箱

一 御家老中手頭一

一 記録一袋

戸町

一 御石火矢藏・御玉藏并切組小屋入居候藏鑰一箱

一 御条目写一箱

一 御家老中手頭一

一 記録一袋

右之通、双方番頭請取之候事

一 御目付江御家老中分之手頭、此節罷越候御目付請取之候事

一 物頭存之武具、秋番之物頭銘々請取之候事

一 小屋帳箱修理方存、物頭請取之候事

一 御番所何日二居替候段、番頭分御側・請役所江も註進之事、附御奉行所江番頭出勤之刻、從 殿様之御口上申達候上、其節御返答被仰聞候ハ、其段も此節御側註進之事

夏番之人数罷帰候一通

一 秋番之人数仰付有之、凡何日比罷越候段申来候上、罷帰候御番人中入用之人馬之儀、双方御目付分前を以、矢上・諫早申置候、尤交代日限相極候上、其段又々申遣候事

一 交代一兩日以前、谷庄屋江ハ西泊番頭分、戸町心遣人江は戸町番頭分金子百疋充以下、目付差遣候事

一 罷帰候御番人用之人馬、長崎御屋敷迄参居候を請取、銘々割付其外都合メ心遣として、兩御番所分下目付壱人充、当日未明長崎御屋敷差越候事

一 右御番人、於諫早、乗船為心遣、此節相代り、罷帰候足輕之内兩人充

申付、当日未明より諫早差越候事

一 秋番之人数、長崎今兩御番所罷越候迎船之儀、前二有之趣見合、船割并押札等迄致其通、当日未明長崎差越候、其内御屋敷波止場表裏着二分り、双方御番人致乗船候順ニ申付候事

一 罷歸候御番人中、双方今長崎渡海船之儀、船割并着船之波止場迄、秋番之迎船同前、其中繰合有之趣左ニ書載

西泊

番頭乗船

一 廿挺立壹艘

御目付乗船召仕・荷物迄

一 廿挺立壹艘

物頭三人乗船

一 廿挺立壹艘

右三艘、秋番之人数御番所着船之上、其乗組之通、致乗船候事

番頭供船

一 四十六挺立一艘

但天満有之付附船二不及

物頭三人之召仕・荷物迄

一 四十二挺立一艘

足輕乗船荷物迄

一 平太船一艘

番頭・御目付・物頭中迄之駕籠乗せ送候用

一 平太船一艘

右三艘之儀、秋番人之迎船ニ長崎差越候節、如書載乗せ組差出、御屋敷着船之上、荷物等早速取揚罷越候、人々荷物乗せ組候様仕候事

戸町

船割其外右同断、附奉書為披見、番頭・御石火矢役頭人西泊罷越候節、

乗船十二挺立之事

一 交替之節、番頭・御目付・物頭今引渡候物数之儀、前二有之候、其通代り番之人江銘々引渡之、何も請取、手頭取置候事

一 交替相澄、長崎着船之上、御奉行所江番頭出勤、御屋敷罷歸、左候而、前二有之奉書御請相認、出足以前宿繼を以差越候、且又右御奉行所勤之節、殿様江之御返答被仰聞候得は、其段も右奉書御請之刻申越候事、附番頭・鉄炮持・槍持之儀、秋番頭連来候手男、於長崎請取、為持之候事

一 御目付・物頭中之儀、兩番頭御奉行所勤相澄候迄は、長崎御屋敷相扣罷有、惣人数一同ニ長崎可罷立候、尤猥之儀無之様兩御目付今致心遣、下目付共江申付候事、附行列長崎入同前候、但惣足輕之儀、下目附衆人相付、先達而長崎罷立候事

冬番人数被 仰付罷越候一通

番頭壹人充

御目付壹人充

物頭壹人充

此内壹人は、御石火矢方役之待分罷越候

御石火矢方役式人充

足輕四十五人充

但道生田番、西泊今相勤候付、戸町詰足輕之内三人西泊江相加、尤双方足輕役割等は、御番請取記録二有之通也

詰船

四十六挺立一艘充

廿挺立二艘充

平太船一艘充

四挺立一艘充

一 冬番之人数被 仰付候上、佐嘉出足以後、其外御奉行所勤御番所居リ迄之儀共、万端秋番之人数罷越候節、同前但、船方・修理方、長崎火事勤・嶋廻等之儀、減番以後双方共ニ、物頭忝人充ニ而相勤候事、附御武具并足輕支配之儀、右同断

一 御番船之儀、小番ニ相成候付而相減候、右乗組偕又詰人数等、委細人数帳ニ有リ

一 冬番人数、長崎参着之上、番頭御奉行所勤之節、志摩不罷上ニ付深堀詰着座差副、尤聞番相付罷出候、依之右着座江其旨奉書、於佐嘉、冬番頭江相渡候を持越、諫早分先達而深堀申通、長崎参着之上相渡候事此節罷越候人数、従長崎渡海船之儀、御番所分致船割、乗組名書舩ニ銘々押付参居候、双方御番人数致乗船候波止場之儀、御番請取記録ニ有リ、但御目付・物頭之儀、長崎参着之上御屋敷ニ少も不相滞、早速双方罷越候事

〔別紙〕

船方・修理方、長崎火事勤・嶋廻リ等之儀、跡方へ御石火矢役之内待分勤来候得共、享保六年丑ノ十月、冬番分手明槍物頭西五太夫西泊之儀、相勤被申答之由ニ、請役所ニおいて、深江六左衛門ニ申聞候事

右船割

西泊

番頭乗船

一廿挺立壹艘

御目付忝人・物頭忝人乗船召仕・荷物迄

一廿挺立壹艘

右附船

一四挺立壹艘

御石火矢方付役式人乗船荷物迄

一八挺立壹艘 但深堀船ニ付而、交替相澄候上、深堀差返候事

番頭供船

一四十六挺立壹艘

番頭・御目付・物頭迄之駕籠乗せ送候用

一平太船壹艘 但最前は足輕渡

海船ニ相成候上、右用ニ又々長崎参居候也

戸町

船割右同断

一 西泊番頭請取候物数

一 御石火矢藏・御玉藏鑰一箱

一 御条目写一箱

一 御家老中手頭一

一 記録一袋

但大番中は、御石火矢頭人手前ニ有、減番以後番頭預置

一 御石火矢置目録帳一箱

右同断

一 道生田御葉藏鑰二箱

右同断

一 七ヶ所御台場鎖鑰并切組小屋入居候藏鑰一箱

一 戸町番頭・双方御目付・物頭請取物数之儀秋番同断

秋番人数罷帰候一通

一 秋番之人数相替罷帰候刻、相調様諸事夏番帰候節と同前、其内冬番之人数迎船之儀、此節詰船数相減居候付、深堀分八挺立壹艘充、舸子共二前晚双方江召寄、前二記置候割付之船数長崎差遣候、尤秋番御番人数人数御番所分長崎江致渡海候船割之儀も、双方共二其通二而相濟候、右之節 繰合有之趣左二書載

一 秋番之人数・従者之儀、大底手廻之分迄を殘置、其余は荷物等迄冬番人之迎船二而差遣、尤長崎着船之上、早速荷物等取揚、冬番之人数致乗船候、左候而御番所着船交替相澄候上、其乗組之通二秋番人数致乗船罷帰候事

一 平太船之儀、先罷帰候秋番之足輕を乗せ組、当日未明余之船二先達而夜半比分も長崎差遣、其帰船二而冬番之足輕、御番所江渡海其上二而、秋番之番頭・御目付・物頭之駕籠を右船二乗せ組、早速長崎江又々差越、冬番人之致駕籠船、惣船数と一同二御番所江致渡海候、右之通故、秋番人数出船罷帰候刻は、相付参候二不及事

一 奉書為披見、戸町詰秋番頭西泊罷越候乗船之儀、冬番之御目付・物頭戸町着船之上、其船二而致渡海候事

一 番頭行列二相立候鉄炮持・槍持之儀、大番中は二十人充相渡候、小番之節分相減、冬番頭は鉄炮持十人充連来候、依之此節罷帰番頭為迎、今十人充、佐嘉分参候、尤此儀間違無之様前を以、請役所迄申遣候事

一 秋番人数之中御減番之節、罷帰候人数并船数等不時帳二有り

春番人被 仰付、冬番番人と交代之一通

一 御番人数并詰船等、冬番同前委細は人数帳二有り

一 番代り之次第万端、秋番と冬番交代之節同前、其内秋番頭罷帰候節は鉄炮持・槍持之儀、冬番頭連来候十人充之外二今十人充、為迎佐嘉分参候得共、此節は夫二不及、春番頭召連候人数二而、冬番頭帰候用も相濟候事

一 御番渡仕組別帳二有り

〔別紙〕

一 御番人従者之内立帰二召連候者、長崎分差返候節、諫早分佐嘉渡海船之儀、内代記録二其書載無之候故、享保六年丑閏七月、秋御番二我々罷越候之時、請役所申達帰従者乗船相濟候、依之其節之船方心遣手明槍洪谷治平次へ釣合、渡海船請取申候事

『表題』

正徳三年 長崎御番所記録之内船方一通

一 御番船一通之儀、何時も見懸能様繫置、四十六挺立分廿挺立迄之船は不時二不差出、不断繫船多有之様繰合候儀肝要之事

一 御用付而長崎江船差越候節は、御家老中之手頭二書載之通、番頭・御目付吟味之上、下目付相付、可差越候、其外不限御用・私用、差立遠所杯江船差越候節ハ、其訳番頭・御目付承届、船可差出候事

一 廿挺立之儀、番頭勤等之節は格別、其外二は御石火矢頭人・御目付御用付而、深堀其外江差立罷越候節又は、物頭嶋廻等之節可差出事、附

付船之儀、番頭勤等之節外は物頭嶋廻之節、四挺立壹艘相付候事

一 不時遣船之儀、十二挺立・六挺立・四挺立・天満、右船数ニ而諸用不差支様繰合せ、可差出候、尤到于時右船ニ而不叶儀、有之節は、其訳番頭・御目附承届、廿挺立差出候事

一 深堀江兵糧為請取、罷越候節は平太船可差越事、附平太船兩艘之分ニ而不相済節は、兩日ニも右船差越可請取候、尤平太船二十二挺立杯相副、可然儀も可有之候、其外平太計ニ而不相済儀有之候節ハ、番頭・御目付吟味之上可申付事

一 長崎江為調物、其役差越候節は、平太船可差出候、尤十二挺立差越可然節ハ、是又番頭・御目付承届可差出事

一 肴物為調、深堀其外嶋々江船差越候節は、詰中申談舫候而船可差出候、右之節ハ天満差出可然事、附天満相障候節は、四挺立・六挺立間支無之船を可差出事

一 深堀其外江人遣候用事有之人ハ、是又詰中江申通、其所江用事之人は一同ニ其用相伺候様可然候、銘々遣候而は船出方多ク不宜候条、每度右之通可申談事、附右之節は小船之内、支無之船を可差出事

一 火事番之節御家老中手頭之通、四拾六挺立・四十二挺立間壹艘、廿挺立壹艘都而式艘之船、昼夜無油断様互其勤前ニ相成候時節、船手存分毎度船頭江申付候事

一 六挺立・四挺立之儀は、不依夜白急場之儀有之節、即時押出候覚悟、油断不仕様船頭江能可申聞置事、附右小船之儀、兩艘共一度ニ遠所江不差出様繰合せ、不断壹艘充ハ急場間ニ合候様可仕候、若兩艘共不差出候而不叶儀有之時ハ、番頭・御目付吟味之上可差出候、尤西泊・戸町等之往来は格別之事

一 御番所其外江竹・木・石・砂等之類、御番船ニ而積廻候節は毎度平太船可差出事

一 長崎・深堀間分就御用船、用事之段申来候ハ、番頭・御目付吟味之上、御番所支無之節は其用之品ニ応、不時遣船之内分時々可差出候、尤数日遣置候儀ハ不可然候事

一 右船方一通之儀も、兩御番所隔々ニ無之様、万端申談相調候事
一 減番以後は船数も相減事候条、右之畢竟を以猶又繰合相調候事

【附記】

鍋島茂清先生は、平成二十七年十月九日に逝去されました。編集委員会の責任で校正を行いました。論旨に関わらないと判断される、最低限の作業にとどめております。